

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 ) ( 2 6 . 3 定 )</b>			
日 時	平成 2 6 年 9 月 1 6 日 ( 火 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 3 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	秋元委員長、佐々木（秩）副委員長、千葉・成田・小貫・川畑・ 酒井・濱本・山田 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、濱本委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村委員が成田委員に、高橋委員が千葉委員に、新谷委員が小貫委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

---

○千葉委員

◎高齢者の消費者トラブルと若年者への啓発について

初めに、代表質問でさせていただきました消費者問題対応策について何点か伺ってまいります。

消費者問題ですが、トラブル等につきましては全国的にも非常に件数が増えているということで、小樽市における平成21年度から25年度の件数を聞きました。状況的には、21年度は1,232件、25年度は848件ということで、いったん減ってまた増えている状況であります。

今回、認知症の方の被害も増えているという御答弁がありまして、御答弁の中では個別の事案に対しては地域包括支援センターや介護事業所などと連携して問題解決に取り組んでいるというお答えをいただいています。認知症の方の相談件数が、実際に小樽市ではどのぐらいになっているのか。また、その相談内容について、どのような事例だったのかお聞かせ願えればと思います。

○（生活環境）生活安全課長

認知症の方の相談件数ですが、相談には御本人からの相談もあり、認知症かどうか直接の確認が難しいこともありますことから、認知症の方というくくりでの件数の把握はしておりません。

次に、具体例についてですが、まず訪問販売の例でございますけれども、認知症ぎみで見守りをしている利用者の方の事案で、ヘルパーが訪問した際にマットレス購入の契約書を見つけたため、それを本人に確認したところ、本人はやめたいという話をされていたということで、ケアマネジャーがその契約書を持って小樽・北しりべし消費者センターに来所して、消費生活相談員がクーリングオフはがきの作成について説明し、はがきづくりの介助をお願いし、それを相手方に出したところ、後日無事、現金が現金書留で戻ってきたという例があります。

もう一点は、架空請求の例ですが、これはヘルパーからの電話でございますけれども、介護サービス先の高齢者居宅で14年前に死亡した夫宛てに「紛争問題が解決されず、裁判所に訴状を提出した。故意に放置すると不動産の差押えとなる場合もある」と書かれているはがきが届いたという相談がありました。これに対しては、消費生活相談員が届いたはがきをファクス送付してもらったところ、典型的な架空請求はがきであったため、無視するように伝えたということです。

○千葉委員

今、事例を伺うとケアマネジャーやヘルパーが発見したケースだったのですが、実際に認知症の方の相談というのはどの方から依頼があるのか。ヘルパー以外ではどういう状況になっているかについてはいかがでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

相談についての発見者、相談者の関係でございますが、やはり一番多いのは家族の方で、特に息子、娘ということです。また、ケアマネジャーやヘルパーが発見して相談に来られるケースもあるということでございます。

○千葉委員

高齢者のこういうトラブルは、今おっしゃったように近くに家族の方が住んでいる、同居している、さらにはヘルパーなどが定期的に御自宅を訪問していれば、発見しやすい状況にあるのかなと思うのですが、そうでない世帯、高齢者のひとり暮らし、高齢者だけの世帯でそういう方たちとのつながりがない方というのは、なかなか発見しにくいのかと思っています。そうするとやはり、自分がそうならない段階で消費者トラブルを何とか防止をしなくてはいけないということで、そういうトラブルの周知徹底、被害に遭わないための対策をしっかりと高齢者にも周知して、認識していただくことが非常に大事かなと思っています。現在行われている市の取組についてはどのようなものがあるか、説明願いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

現在行われている取組についてでございますが、代表質問で市長から答弁しておりますけれども、市のホームページでの注意喚起、消費生活情報紙「くらしのニュースおたる」を年 4 回発行しております。また、小樽・北しりべし消費者センター内での悪質商法啓発コーナーの開設、移動消費者教室、いわゆる出前講座の開催、そして市の各種保険料納入通知書の封筒に注意書きを入れる等のことをやっております。

○千葉委員

今、説明があったような内容で、これはいろいろところで言われておりますが、市のホームページということになると、御家族の方には影響があるのかと思いますけれども、高齢者の方にはなかなか行き届かないと思いますし、消費生活情報紙「くらしのニュースおたる」もそうあちこちにあるものでもないということもあります。また、なかなか物を読むことができない、読みたくないという高齢者が増えているということを見ると、さらに周知については、いま一步取組を進めていただきたいと思います。

私は、仕事上いろいろな高齢者のお宅を訪問しますけれども、読むのはもう本当に苦手だとか、新聞もなかなか読み切れないという方が多い中で、テレビもそうですが、ラジオを聞いている方がいらっしゃるということで、やはり広く周知する意味において、小樽には FM おたるもありますので、ラジオ局を通してそういう周知、呼びかけをしっかりとするのがいいのではないかなと考えているのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

ラジオを使った呼びかけということで、現在はやっておりませんが、高齢者に対する周知はなかなか難しいことでもありますので、いろいろな手段、FM おたるなどのラジオを使った周知、こういったものを今後考えていきたいと思っております。

○千葉委員

ぜひ、よろしく願います。

質問の中で、トラブルの世代についても伺ったのですが、私の予想では高齢者の割合が非常に多いと思っていましたら、全国的に見てもそうですけれども、本市の場合は、20 歳代が 41 件、30 歳代が 78 件、40 歳代が 141 件、50 歳代が 116 件、60 歳代が 163 件、70 歳代が 171 件、80 歳以上が 79 件等と、相談状況はいろいろな年代層に広がっているということで、非常に問題だなというふうに感じました。

消費者センターのトラブルの相談状況は、20 歳代から一気に増える状況がありまして、代表質問でもさせていただきましたが、やはり若年層や子供たちに対する啓発が非常に重要だと思っています。

代表質問の御答弁では、学校などからの依頼に応じて、消費者被害防止や知識普及のための学習会や研修会に消費生活相談員を派遣する出前講座を実施しているということでしたが、具体的に要望がどのぐらいあるのか、実際は 1 年間にどのぐらい行われているのか、回数などについてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

出前講座の関係でございますが、平成 25 年度には若年者ばかりではなくて全ての合計で 17 回出前講座を開催して

おります。その中で若年者の関係としては、25年度は高校生を対象に4回開催しました。

まず、小樽潮陵高校の定時制1年生を対象にして、サラ金、貸付トラブル。また、商業高校の定時制を対象にして2回やっておりますが、若者を狙う消費者トラブル、車、貸付、ネット、サラ金、多重債務など。また、小樽桜陽高校におきまして、進路が決定した3年生を対象に、若年者向け悪質商法、キャッチセールス、マルチ商法、クーリングオフ、ネット、車、貸付などということになります。高校生が社会に出る際に、経験のなさから犠牲になることが多いので、そういった講座を開催しているところでございます。

#### ○千葉委員

社会に出る前のこの取組は本当に有効だと思っておりますので、ぜひ今後も続けていただきたいと思うのですが、急激に被害が増える、高校生より前の段階の児童・生徒に対する取組も大事だと思っておりますけれども、教育委員会ではどのような取組が行われているのか、説明をお願いしたいと思います。

#### ○（教育）指導室主幹

消費者教育について、学習指導要領では小学校家庭科において、まず物や金銭の大切さに気づき計画的な使い方を考えることや身近な物の選び方、買い方を考え、適切な購入の仕方などを指導してございます。中学校においては、技術・家庭科において消費者の基本的な権利と責任についての理解、販売方法の特徴、生活に必要なサービスなどの選択、購入及び活用について指導することとなっており、悪質な訪問販売やキャッチセールス、マルチ商法などについて、具体的な事例を基に指導しているところでございます。

#### ○千葉委員

言葉で聞くと小学生にわかるのかなというように思うのですが、そういう学習の過程の中でしっかりと取組をしているということですが、代表質問をする中では、教育の分野と市の部局の生活安全課での連携した取組がどういうふうになっているのかなというふうに非常に感じました。その連携に対してはいかがでしょうか。

#### ○（生活環境）生活安全課長

連携につきましては、小樽市・北しりべし消費者被害防止ネットワークを形成しておりまして、そこには市内の高校の教員、あるいは教育委員会にも参加していただいております。また、先ほど申し上げました出前講座等を通じて、これからも教育委員会と連携して消費者教育を推進してまいりたいと思います。

#### ○千葉委員

身近にも子供がネット販売で保護者のクレジットカードの番号を入力して、高額商品が届いてしまったというケースを聞いておりますし、教育の現場と生活安全課でしっかりと連携をとりながら、ぜひこれについては取組をお願いしたいと思います。

#### ◎有料老人ホームの把握と今後の対応について

次に、有料老人ホームについて伺ってまいります。

先日、届出が必要な有料老人ホームのうち、道内では431件が無届けの状態であるという報道がありました。この届出は、施設設置場所を都道府県知事に届け出ることになっておりますが、本市の状況についても心配されますので、確認させていただきたいと思っております。

老人福祉法改正によって、平成18年度から有料老人ホームの対象が拡大されました。この変更点も含めて有料老人ホームとはどのような施設を指すのか、入居可能な対象者はどのようにになっているのか、定義などについて説明をお願いしたいと思います。

#### ○（福祉）地域福祉課長

有料老人ホームの定義でありますけれども、委員のおっしゃった老人福祉法第29条に規定されております。簡単に申し上げますと、老人を入居させまして、入浴、排せつ、若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理、いずれかのサービスを提供する事業を行う施設ということになっております。

また、入居可能な方というのは、有料老人ホームは大きく分けて三つの施設がありまして、介護つき、住宅型、健康型、それぞれで違います。介護つきは、介護の食事のサービスがついたものなので、介護の必要な方が入ります。また、住宅型ですとサービスの提供がない、必要のない方が入ります。健康型は介護が不要な健康な方が入るわけです。年齢で申しますと大体60歳以上ですが、55歳以上と規定されている施設もあるところです。

○千葉委員

今、説明していただいた有料老人ホームについて、小樽市に届出をしている施設が何施設あるのかについてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

小樽市内では、7件の有料老人ホームがあります。

○千葉委員

先ほどの法改正によって、有料老人ホームの対象が拡大されたというふうに認識していいのか、改正前の条件はわかりませんが、施設数が増えているのかなと個人的には思っています。今回問題視されている、届出をしていない、無届けと思われる有料老人ホームに該当する施設が小樽市にあったのかどうか、どういう報告をされたのかについてお示ししたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

北海道から、有料老人ホームとして届けていない施設で、高齢者が住み、食事を出すなどのサービスを行っている施設、有料老人ホームに該当する可能性のある施設の照会があったところですが、小樽市としましては9件と報告をしております。

私どもは9件という報告をしておりますが、実態としてはもっとたくさんある可能性もあると思います。

○千葉委員

届出をしていないところが9件という認識をされているということですが、これは届出をしていないので、この9件という施設は、市としてどういうふうに把握を行っているのかについて説明願えますか。

○（福祉）地域福祉課長

実際のところ把握するのが難しいものですから、私どもが見たり聞いたり問い合わせたり、そのような施設をまず調べまして、未認可施設としてリストをつくっているところでもあります。ですから、把握しているところがこういった実態なので、そのほかにもたくさんある可能性があるということは、そういうことだと思います。

○千葉委員

今、把握をしている9施設について、入居者がどのぐらいの人数なのかについては、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

その施設で、何人の収容が可能かということは把握しておりますけれども、実際にどれぐらいの方が住んでいるかは把握しておりません。

○千葉委員

では、実際にどのぐらいの方が入居可能だということについてはいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

入居定員でありますので、これは数えたらわかるのですが、大体200人ぐらいです。

○千葉委員

結構多いなと思います。実際の届出は都道府県にするということですが、届出をしていないこのような施設に対して、小樽市の対応はどのようになっているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

都道府県が法に基づきいろいろ対処していく、その届出も含めて対処していくという事項が定められております

ので、実態については、小樽市としてももちろん把握しておりませんし、今後の対応については北海道と連携しながら可能な対応を図っていかねばならないということで考えております。

**○千葉委員**

無届けになっている状況について、市としては、その要因をどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせ願えますか。

**○（福祉）地域福祉課長**

札幌市の施設の事業者が、届出をするということは基準を満たさなければならないということでありますので、個室の拡張などが必要で、現在の家賃ではやっていけない、家賃を上げなければやっていけない、若しくは施設の改修にお金がかかるということを言っているという新聞報道がありました。その中でも北海道は実態としては、把握できていないということで書いてありました。実際に小樽市としても、把握していないというのが実態でございます。

**○千葉委員**

これは確認ですが、先ほど有料老人ホームには健康型と住宅型と介護つきの3種類があるというお話があったので、介護つきに関しては、市ではしっかり把握ができると理解していいのですよね。健康型有料老人ホームと住宅型有料老人ホームについては、この届出について把握しきれないという理解でよろしいですか。

**○（福祉）地域福祉課長**

有料老人ホーム自体の区分けでありますので、介護つき、住宅型、健康型、いずれも北海道が所管になりますので、小樽市では実態として把握していないということです。

**○千葉委員**

わかりました。有料老人ホームの設置運営指導指針の基準に基づいて整備されて、届出が都道府県知事に出されるということで、老人福祉法第29条第11項にあるように、この中でいろいろな有料老人ホームの手續に不備があったり、入居者に対しての不当な扱いがあったりという場合には、いろいろな報告が道に上がるのはわかるのですが、市として把握されているのかどうかについてはいかがですか。

**○（福祉）地域福祉課長**

小樽市に対して必要があれば北海道から情報提供があるかと思いますが、今のところはありませんので、小樽市としては必要があれば把握することになるかと思いますが、現在のところ実態としてありませんので、こちらとしては把握しておりません。

**○千葉委員**

法的には道がしっかり監視するとなっているのですが、これから小樽市はどんどん高齢者が増えて、無届けの状態にあるそういう施設の中には、下宿のように、大家の善意で高齢者の住まいを確保して、食事だけを提供しているという施設も有料老人ホームに入ってしまったことに対して、私自身は法の中で規制してしまうのはどうかというところもあるのですけれども、小樽市としてそういうところに関する情報が全くないことに対しても、非常に懸念があります。やはり本市として、こういう状況をしっかり把握していただきたいですし、住んでいる高齢者に何か密室で起こるような虐待など、そういうことがあってはならないと思っていますので、本市としてその状況を把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○（福祉）地域福祉課長**

委員がおっしゃるとおり、まず施設からきちんと届出がされていないと、指導監督の目が行き届かないことになりますので、そういった何か不適切な対応などがあったときに、きちんとできるような措置が必要だというふうに思っております。

市としても、まず一義的には北海道が対応することになりますので、北海道に情報提供を求めるとともに、小樽

市としてもこういった施設ができていくということがあれば、すぐに北海道に連絡しまして、届出がされていなければ、届出を促すように話をしてみたいということで考えております。

#### ○千葉委員

そのようにお願いしたいのと、今、実際に無届けの施設があるということなので、入居者の方たちに配慮した対応をお願いしたいと思うのです。安易にそういうところがだめだというふうになってしまうと高齢者の方々の住まいも、ではその後どうするのかという問題が出てくると思いますので、住んでいる方の状況をしっかり把握していただいて、対応をお願いしたいと思います。

#### ○（福祉）地域福祉課長

まず、小樽市が報告しました 9 件ですが、北海道に確認しましたら、まず現場が本当に有料老人ホームに該当するのかどうか、これから実態を確認するというので、その上でそこが該当するのであれば届出をしてもらうように、きちんとした対応を行っていくということで聞いております。

また、お住まいの高齢者について、実際に法律上の有料老人ホームになったときには、その施設の改修、家賃のことというのは今後の問題として出てくるかと思っておりますので、北海道と情報を共有しながら、小樽市としても可能な限り必要な対応を図ってまいりたいということで考えております。

#### ○千葉委員

よろしく申し上げます。

#### ◎介護予防のボランティア育成について

次に、地域包括ケアシステムについて、代表質問をさせていただいたのですが、改めて質問させていただきます。

質問で介護予防・生活支援サービス事業の提供について、日常生活圏域ニーズ調査の結果から考えを伺っております。御答弁では、日常生活圏域ニーズ調査では平成 23 年度の調査に比べて 65 歳以上の方々の運動や身体の状態が向上している結果が得られたとのことでした。これだけだと、なぜ向上したのか、また、なぜそう判断したのか少しわかりにくいものですから、結果内容について具体的に説明をお願いします。

#### ○（医療保険）介護保険課長

身体状況の向上に関しまして、そのように判断した理由についてであります。日常生活圏域ニーズ調査の中で運動の状況についての質問がありました。例えば、「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか」「この 1 年間に転んだことがありますか」といった質問に対しまして、平成 23 年度に行った同じ調査の回答に比べまして、手すりを使わずに階段を上れるといった回答が 6.7 パーセントほど増えて、逆に手すりを使う方については 4.3 パーセント減ったという結果が得られました。また、椅子から何もつかまらずに立てるかという質問では、立てるという方が 7.7 パーセントほど増えておりました。1 年間に転んだかどうかという質問では、転んだ方が 7.3 パーセント減ったという結果が得られたところでした。

調査対象につきましては、23 年度も同じでありまして、65 歳以上で要介護認定なしの方から要介護 2 までの軽度の方を対象にしております。3 年前との比較で、運動や身体の状態が向上しているのではないかという判断をしたところでもあります。

#### ○千葉委員

ボランティアになる方の人材が足りないということで質問させていただいたのですが、私は、今、行っている地域版の介護予防教室の効果が非常に上がっているのではないかなと思っていますし、また、そういう中で介護予防サポーター養成講座を修了されたボランティアの方が中心で行っているということで、非常に効果があるのではないかなと思っています。

時間がありませんので進めますけれども、御答弁では、人材が不足しているのは認識しているということで、

これは私も共通しているのですが、ではその人材をどうやって育成していくか、また確保していくかということに対しては、やはり市として、ボランティアやNPO等にどういう事業を担っていただくかということがはっきりしないと、その先のボランティアの育成にもつながっていかないのかなと思っています。平成27年度にいろいろ構築して、28年度にモデル事業等を考えているという答弁でしたが、では一体何をボランティア等の皆さんに事業としてお願いしているのかということに対しては今どのように考えられているのか、御説明願えますか。

○（医療保険）介護保険課長

ボランティアの方々に担ってもらう事業の内容についてですが、今回の制度改正の中で要支援1、2の方に対する訪問介護と通所介護について、これまでの予防給付から地域支援事業に移行することになっておりまして、既存の事業所による既存のサービスに加えましてNPOや民間企業、ボランティアなど、多様な主体によるサービスの提供が求められているところであります。

さきに示されました国のガイドラインでは、ボランティアが主体となるサービスの内容といたしまして、訪問型サービスでは掃除や洗濯といった生活支援サービスなどが挙げられております。また、通所型サービスでは、体操などの軽い運動や自主的な通いの場の提供、こういったサービスの提供が示されているところであります。

○千葉委員

では、国の指針のとおり小樽市でも今言ったようなことを、現在ある事業者とボランティアに担っていただくという考えで進むということでは理解してよろしいですか。

○（医療保険）介護保険課長

ガイドラインに示されていることでありますので、ボランティアに担ってもらう部分、また、既存の事業者に担ってもらう部分をあわせまして、こういった方向で進めていきたいと考えております。

○千葉委員

最後になりますけれども、小樽はまだまだ隣近所のつながりがある地域だと思っております、向こう三軒両隣といいますが、高齢者を支える人材の育成については、本当に小樽に合ったボランティア活動といえますか、そういう視点でもぜひ取組をお願いしたいということを要望して終わりたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

今、委員からお話がありまして、地域の住民がお互いに助け合いながら介護予防を含めて介護事業に取り組んでいただくことは、地域包括ケアを進めていく上で非常に重要な視点だと考えておりますので、そういった視点を持ちまして事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

○佐々木（秩）委員

◎学校給食における食物アレルギー対策について

一つ目は、代表質問でも御答弁をいただきました学校給食の食物アレルギー対応、その中で学校給食センターで卵除去食の提供を2学期中に開始するという御答弁がありました。もうそろそろそのことについて具体的に話が進んでいると思いますので、質問させていただきます。

現段階で卵除去食を提供する件数は、何食分ぐらいになると想定されていらっしゃいますか。

○（教育）学校給食センター副所長

昨年11月に実施しましたアンケート調査から、30名前後と想定しております。

○佐々木（秩）委員

30名であれば学校数よりも少ないのですが、この学校の分布というか、一つの学校に複数、若しくは1学級に複

数の児童がいるということも考えられると思いますけれども、そういう状況にあるのでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

御指摘のとおり、一つの学校に複数名いる学校がございます。また、一つのクラスに複数名の対象児童がいる学校が市内に3校ございます。

○佐々木(秩)委員

思ったよりも多いですね。提供数は30名前後ということですから、それが確定するまでの対応と重なると思うのですが、アレルギーのある児童・生徒の把握から始まって、提供開始までの流れについて大まかにお話してください。

○(教育)学校給食センター副所長

指針素案に基づきまして対応する予定でございますが、まず、除去食の実施の周知を行います。次に、希望される児童・生徒からの学校生活管理指導表の提出を受け、個別の面談、学校ごとに取組プラン、校内委員会の開催、また再び個別面談、そういったものを経まして対応食の予定表を配付し、提供の開始になると想定してございます。

○佐々木(秩)委員

非常にきちんとしたプロセスを踏んで、間違いのないようにということだと思っておりますが、一つ確認しますけれども、僕は卵が嫌いなので食べたくないので除去食にしてという、そういうのはあり得ないということではないのでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

御指摘のとおり、あくまでも医師の診断に基づく管理指導表に従っての対応となりますので、好き嫌いでは提供できないと考えております。

○佐々木(秩)委員

今、話があった中で、学校と保護者が直接会って面談を行う個別面談があるというので、2回ほどということが答弁にあったのですが、指針の素案を見ますと3回ほど個別面談が入っているようです。これは、理解や協力関係を築く、それからきちんと対応するのに必要なことだと思っておりますが、具体的にその面談の内容と、特に配慮すべきことなどはどういうことになっているのでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

まず、面談の回数でございますが、指針素案では入学前の面談を含めて3回と理解しておりますので、現在学期が進んでいるということで2度ではないかというふうに理解しております。

次に、面談における内容と配慮すべき点でございますが、現在、対象の児童・生徒の家庭での対応、児童御本人のアレルギーに対する理解度、学校給食でできる対応、学校給食ではできない対応、こういったものを説明した上で、対応食の提供の流れなどについて理解と協力を求める形になるかと思っております。

また、特に注意すべき点では、重い症状が想定される児童・生徒について、詳細に面談を行うことで、学校での安全確保について特に配慮したいというふうに考えております。

○佐々木(秩)委員

3回というのは、年度当初からやった場合ということですね。

先ほどの答弁にありました学校生活管理指導表についてですが、医師が書くことになっているようです。代表質問のときも話があったようですが、これが有料になるのかどうかということなのです。たしか、これからの医師会との協議という答弁があったと思うのですが、この中を見ますと気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、同じく鼻炎、食物アナフィラキシーと症状ごとに医師がそれぞれに記載をして判を押すようになっていました。

私の娘もアレルギーを持っていたのでよくわかるのですが、一人の子供に一つのアレルギーということではなくて、いわゆるアレルギーマーチというか、アトピー性皮膚炎があるとそれ以外のアレルギーもあるという子供が多

いのです。その場合、一つの症状について一つの病院に行って一つの医師の確認をもらっていくとなり、これが有料になるとかなりの額になってしまうのではないかと思いますので、保護者の負担が大変になるのではないかと思います。この辺のところについては、特に医師会と御配慮いただけるように協議をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

**○（教育）学校教育課長**

学校生活管理指導表につきましては、診断書と同様に医師が責任を持って記載することから有料となる、つまり文書料がかかると医師会から聞いております。文書料の設定については、そもそも文書料は自由価格なので各病院が設定することになります。病状の項目ごとに料金を設定するとか、それとも 1 枚分というか、1 回分として設定するというのも自由とのことですので、1 枚分とか 1 回分とかで設定される可能性も十分にあるというふうに聞いておりますので、管理指導表の扱いにつきましては、今後とも医師会と引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

**○佐々木（秩）委員**

ぜひよろしくをお願いします。

続いて、給食センターでの調理作業の確認、また児童・生徒へ届けるための体制整備がこれからの課題なので、これを提供までの間に進めていくという話でした。具体的にこの挙げられた点については、どのような点があるのか、御説明をお願いします。

**○（教育）学校給食センター副所長**

まず、調理段階で原因食品が混入しないような作業動線や工程表の整備、こういったものが必要と考えております。また、調理品が完成後、各学校の配膳室に届き、それがさらに本人に届くまでの各学校での方法やそれぞれのチェック体制、こういったものを細かく整備していく、また学校などと協議していく必要があると考えております。

**○佐々木（秩）委員**

やはりアレルゲンの混入、誤食を防ぐのがポイントだと思うのです。そこで、もう少し詳しく聞きたいのですが、そのラインの管理や確認のために完全に分けてやるとなると、着ているものについたのがほんの一つ入っても、それは本当に混入になって反応してしまうわけですから、当然人員の増というものが必要になると思うのですけれども、そういう対応をされるのでしょうか。

**○（教育）学校給食センター副所長**

アレルギー調理専任の担当者が調理に当たる、このように想定しております。また、これらの人員につきましては、委託当初から委託業者が見越した形で、調理作業に当たっております。現在、その者たちは、アレルギー調理に当たってはおりませんが、アレルギー食対応のときは、その者がアレルギー調理専任になる予定でございます。

**○佐々木（秩）委員**

既に配置されているということですね。

そのほかの混入を防ぐための配慮はどうかかなと思ひまして、例えば心配なのは、加工食品や何かには卵その他、使われているものがたくさんあると思うのですが、そういう場合の対応などについて聞かせてください。

**○（教育）学校給食センター副所長**

加工食品などにつきましては、使用する加工食品の成分表を確認した上で、卵が入っているものは対象の児童・生徒に提供しない、そういった対応をとる予定でございます。

**○佐々木（秩）委員**

学校での混入、誤食を防ぐ対応も必要だと思うのです。それから、アレルギーのある生徒の座席が一番前になっている場合、そのすぐ目の前で一般の生徒の配食をしていると、それが飛んできて入るということまで注意しなければならないという話もありましたが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

現在、学校には、個人別に調理品をバッグに入れて名札をつけて届けることを予定してございます。これが確実に本人に届くような形で、学校とも調整協議を進めていく必要があると考えております。

○佐々木（秩）委員

そういうことで行っているということですが、座席や何かの配慮についても学校との対応を話し合っていくということによろしいですか。

○（教育）学校給食センター副所長

座席等につきましても、学校と綿密に協議を進めたいと思っております。

○佐々木（秩）委員

指針を見ますと、配膳室に除去食を置く専用スペースを設けるとなっているようでして、個人用のバッグのことだと思えますけれども、私の知っている配膳室にはそんなに広いスペースはないと思うのですが、そういうスペース的な対応はできるのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

それほど大きなバッグを用意しなくても入るというふうに現在計画しておりますし、量についても問題ないというふうに考えておりますので、配膳室のスペースについては問題ないと考えております。

○佐々木（秩）委員

そうですね、そういうことで対応してほしいですし、先ほどの教室での配慮のところでも担任の役割は非常に大きいと思うのです。担任としてこういうアレルギーのある生徒、これは卵の除去食ということにかかわらず今もあるのでしょうか、それ以外の何か担任としての主な役割、配慮すべきことにはどういったことがあるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

これまでも重いアレルギーを有する児童・生徒が在籍する学校においては、さまざまな対応をとっておりますけれども、全市的には、まず他の児童・生徒へのアレルギーに対する理解を進めるということ。また、日ごろから給食終了後の健康観察を行って、異常があった場合に早期に発見できるようにすることが大事だと思います。特に、食物アレルギーの症状には運動誘発型がありますので、食後間もない時間帯だけではなく、例えば5時間目に体育の授業があるといった場合にも注意深く見守る必要があります。また、緊急時に慌てないように、日ごろから緊急時における役割分担をきちんと把握しておくことが必要になってくると思います。

○佐々木（秩）委員

教員もきっと大変だと思うのですが、やはりその辺まできちんと見ていく必要があるのだらうと思います。それ以外の配慮事項として、卵を除去するということは、その子供は卵の栄養分がとれないということになると思うのですが、その栄養素の不足や何かについての対応についてはどうなりますか。

○（教育）学校給食センター副所長

まずは給食全体で卵を抜いても栄養に不足がないような献立編成には努めますが、それでもどうしても足りない部分が出てくると思いますので、そういった部分につきましては、家庭における食事の中で栄養分を補っていただくという旨を面談の中で保護者に説明した上で、理解を求めていきたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

そのために個人面談が3度ということなのだと思います。

今後の方向性ということで、この項目の最後に伺いたいのですが、卵除去食を出したからオーケーということではないと思うのです。例えば、除去食の調理を卵以外にも広げるという可能性はどのようなのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

現時点では、当面、卵除去食の提供、これでアレルギー食対応の足場を固めてまいりたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

代替食の提供をもう少し増やせないかなと思うのです。現在、牛乳がだめな子供に対して麦茶を出すことはしていただいているのですが、それ以外に例えばヨーグルトなどの乳製品のデザートのかわりに何かそういう入っていないデザートを出すとか、揚げ物や焼き物、グラタンなど乳製品を使用したもののかわりに何か違う食品を出すことについてはどうでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

現在の予定でございますが、卵の単品料理、例えばオムレツや卵を使ったプリン、こういったものにつきましては卵を使わないものへ差し替えて提供する方向で検討をしております。

○佐々木（秩）委員

検討をよろしくお願いします。

◎公的文化施設と小・中学校の連携について

次に、文学館・美術館、総合博物館、図書館等の公的文化施設と小・中学校の連携について伺います。

2008年改訂の小・中学校の学習指導要領の中で、博物館等の施設との連携や協力が明文化されております。学校教育の中で博物館等を積極的に活用されるよう指針が出されております。本市も中学校では、この前も新聞で報道されておりましたが、美術の鑑賞の授業を市立美術館に行き、学芸員から説明を受けるということで、やはり本物の迫力というか、写真や本に出ているだけではなくて、実物を見ることの刺激は大変違うようで、感動や興味・関心を高めるのに役立ったようです。ぜひ、そういう機会をもっと増やしていただきたいと思うのですが、まず公的文化施設と小・中学校の連携の教育効果について教育委員会の認識を伺います。

○（教育）指導室主幹

子供たちが実際に社会教育施設等に出向き、また学芸員等の説明を受ける、そういう活動を通して、やはり学校の教科書や資料だけでは不十分な内容、そういう内容の知識や理解を深めることにつながるのではないかと思います。

また、総合的な学習の時間など、みずからの課題を解決するための、そういった探求活動の充実にもつながるのではないかと考えております。

さらに今、委員がおっしゃいました美術館の作品などの鑑賞を通して、よりすぐれた物を見る目、それを味わう豊かな感性、そういう情操を養うことにもつながっていくのではないかと考えており、それが教育効果ではないかと認識してございます。

○佐々木（秩）委員

総合学習などは今お話があったように、本当にこれは学力面にもいい影響があるという話が、新聞にも出ておりました。私も経験上そうだろうと思います。

そこで、市内の小・中学校において、こういう文化施設と連携した最近の活用状況について、件数や人数、また特徴的な何か内容があればお示してください。

○（教育）総合博物館副館長

まず、総合博物館について答弁いたします。

総合博物館の平成24年度、本館と運河館をあわせました小・中学校の利用件数は54件、児童・生徒の数では1,755人、25年度に関しましては同じく54件、児童・生徒の数は1,542人になります。このほかに学芸員が学校に出向く出前授業の件数ですが、24年度は12件499人、25年度は16件607人の児童・生徒に対する授業を行っております。

総合博物館の場合の主な特色ですが、展示を見ての解説のほかにフィールド調査、周辺の森に行き昆虫採集や植物採集をする。また、遺跡を学芸員と一緒に見に行くなど、そういった取組をしてきております。

○（教育）美術館副館長

美術館の状況について説明いたします。

平成24年度は、小・中学校の利用は3件19人、25年度は11件308人が利用しております。

続きまして、文学館でございますけれども、24年度1件7人です。25年度は12件288人です。

美術館におきましても文学館におきましても、それぞれ展示をごらんいただき学習している状況でございます。

○（教育）図書館長

小・中学校の図書館の利用状況でございますけれども、平成24年度は26件672人、25年度は19件763人でございます。その内容は、図書館の見学、あるいは図書館の利用ガイダンス、調べ学習の支援、まち育てふれあいトーク、いわゆる出前講座、こういったものが主な内容でございます。

○佐々木（秩）委員

文学館・美術館が平成24年度から25年度にかけて激増しておりますが、これには何か理由があるのでしょうか。

○（教育）美術館副館長

文学館・美術館の場合、そのときの特別展の内容によりまして、全体の入館者数のバランスにはかなり違いが出てくるのですが、平成25年度は特に瀧口修造展を両館共同の企画で行っておりまして、これに関連しました入館者数、中学生や小学生、こういった利用が多くありました。

○佐々木（秩）委員

企画によるということですね。私が聞いているのは、なかなか行けなくてという声なのですが、今お聞きしますと、小樽市の場合にはかなりの件数が利用されていることがわかりました。やはり、こういう機会は本当に大事だと思います。企画の内容みたいなことが本当に大事だというのは一つわかりましたけれども、継続のための工夫など、今後の課題や何かについてありましたらお願いします。

○（教育）総合博物館副館長

今、たくさんの方に利用していただいている状況を維持し、さらに増加するための方策としましては、大きな企画展等を行う場合は校長会等でのPR等を行うこと、各教員の研究部会がございまして、その各研究部会の教員に研修会等の開催を呼びかけて御利用いただき、まず博物館を見ていただくところを進めていきたいと考えております。

また、課題としましては、学校行事の主な決定が3月終わりぐらいから4月の頭には既にされているのですが、どうしても社会教育施設の具体的な動きは、それより後に決定される場合が多くございまして、我々としても、できるだけ早く、学校に参加していただくためのプログラムの告知等を伝えていく必要があるのかと考えております。

○佐々木（秩）委員

最後の答弁は本当にそのとおりだと思いますので、ぜひよろしくお願いをします。

私が聞いているところでは、まちなかの文化施設から遠距離にある学校がなかなか利用しづらいというお話を伺います。これらについて何か対応策があれば聞かせてください。

○（教育）美術館副館長

学校利用の場合、小・中学校で学校の外で学習を行う場合は、スクールバス等といったものを利用されますけれども、昨年度、今年度、文学館・美術館では先ほども申しましたように大きな特別展を組んだ中で、ぜひたくさんのお小・中学生に来ていただきたいということで、実は私どものほうでバスを用意いたしまして送迎といったことを行っております。

平成25年度につきましては瀧口修造展ということで文学館・美術館それぞれに、潮見台小学校と松ヶ枝中学校の二つの学校に来ていただいております。今年度は、もう既に実施いたしましたが、パレット展ということで、やはり素晴らしい作品をたくさんごらんいただきたいということで、今回は中学校が2校で、松ヶ枝中学校と向陽中学

校、合わせて 5 クラス 150 人をバスで送迎いたしまして、実際に展覧会の会場で学芸員からその作品の見どころなどの案内をしてごらんいただくといったギャラリーツアーを行ってございます。

**○佐々木（秩）委員**

すばらしい企画だと思います。バスで送迎をしていただけるということであれば、時間の短縮にもなりますし、本当に有効な手だてだと思います。これからも本当によろしく願います。

最後に、何かそれ以外にも具体的な連携の活用方法について、アイデアや今後についてあれば、お聞かせください。

**○（教育）総合博物館副館長**

学校利用に関しては、教員に博物館に来ていただくことが一番の決め手だと思っておりますが、待つばかりもいられないということで、今年度の博物館の取組としましては、春に行いました勝納川展のときに流域の潮見台小学校、奥沢小学校、天神小学校を個別に訪問させていただきまして、プログラムへの参加を呼びかけたということがございます。おかげさまで各校とも反応していただきまして、こちらに来ていただいた学校もございまして、それから勝納川のフィールド調査と一緒に来てほしいというふうに呼ばれたこともございます。

このように来ていただくのを待っているだけではなくて、こちらからも積極的に来ていただくように取組を考えていきたいと思っております。

**○佐々木（秩）委員**

大変有効な手だてだと思います。これからも頑張ってくださいと思います。

**○委員長**

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

**○成田委員**

まず質問に入る前に、水道局に関しまして、先日の石狩での大雨の際に、断水になった江別市の救援にいち早く向かい、深夜にもかかわらず給水車が来たということで、江別市民の方と江別市議会の方からお礼の言葉をいただきましたので、その方にかわりましてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、質問に移らせていただきたいと思います。

**◎小樽市の公園行政について**

小樽市の公園行政について伺います。

最初に、定義というか、その存在意義について伺いたかったのですが、まず小樽市における公園の存在意義について本市の見解をお聞かせください。

**○（建設）公園緑地課長**

公園の意義でございますが、公園の緑や施設がもたらす効果として、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、地域のコミュニティなどが挙げられると考えております。

**○成田委員**

ではもう 1 点、公園における遊具の存在意義についての見解をお示してください。

**○（建設）公園緑地課長**

公園に遊具を設置することで、スポーツあるいはレクリエーション機能の場として健康増進に寄与するものと考えております。

**○成田委員**

今おっしゃる定義だと、公園の遊具は、健康増進やスポーツに寄与するというので、世代は関係ないということですか。世代は限定されないのですか。

○（建設）公園緑地課長

世代につきましては、もちろん子供という前提もございますが、最近では高齢者が増えておりまして、例えば鉄棒などであっても、それに高齢者がぶら下がって、散歩のついでにそういった運動をするということにも利用されております。

○成田委員

今の 2 点を聞いた上で何点が質問しますが、本市の遊具の更新や修繕においては、どのような順序を経て選定が決定されるのか、まずそれについて簡単にいいのでお聞かせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

遊具更新の順序の決め方でございますけれども、老朽化あるいは利用頻度、地域のバランス、これらを予算の範囲内で考慮して決定しております。

○成田委員

それでは 1 点、特定の場所を申し上げて伺いますが、銭函中央公園の遊具については、いつ、どのような目的で設置されたのか聞かせていただけますか。

○（建設）公園緑地課長

銭函中央公園は、昭和 57 年、銭函土地区画整備事業により公園用地として確保され、その後、当時の公園課に移管されたものでございます。平成 7 年に地区公園として遊具などの整備をいたしました。

○成田委員

何でこのような質問をするかという、銭函中央公園の周りには住宅がほとんどないのです。工場のど真ん中です。なのに、非常に立派な子供が遊ぶような遊具、滑り台などですから、少なからず高齢者が使うような遊具ではないと思うのですが、そういった遊具があります。それについてどのような意味合いがあったのかなということ、近隣に住宅街があって子供が来るのであれば分かりますけれども、車で走って調べたところ、最寄りの家まで最低でも 500 メートル、住宅街というところまで 900 メートル近くという結構な距離があって、最近その公園の前を頻繁に通るようにしているのですが、子供が遊んでいる姿はほとんど見かけないのです。そのような中で、なぜこの公園にそういった遊具が設置されたのかをお聞かせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

そもそも同区域は工業専用区域でございます。したがって、工業地域の人たちの憩いの場、レクリエーションの場としてトイレ、グラウンドなどが区画整備の際に整備されていたものでございます。その後、銭函地区には大きな公園がなかったことから、地域の拠点となる公園として遊具などの整備を行ったものでございます。

○成田委員

工場街の中に公園をつくるなという話ではなくて、そういったところにあずまやがあって、仕事上の休憩で一服するというの是一件大事なことだと思うのですが、そこで非常に疑問なのは、子供が近くにいないようなところに遊具を設置する必要性がどれだけあったのかと。そういった公園をつくる以上、そこに大きな公園をつくらなければならなかったという建前があったとしても、でも実際にあまり利用されなければ意味がないのではないかと、そういうふうな考えてしまうわけです。

もう一点、少し違う話を伺いますが、つい先日、花園グリーンロードの遊具が更新されました。更新されたこの遊具は、今後、何年間ぐらい利用していく予定なのかお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

委員のおっしゃったグリーンロードの施設ですが、これは鉄棒のことだと思うのですが、今年の春の調査で老朽化が指摘されておりまして、それを更新したものでございます。鉄棒の耐用年数は一般的に 15 年とされておりますが、適切な管理を行うことで、できるだけ長く利用していくよう努めてまいりたいと考えております。

### ○成田委員

今、鉄棒の話がありましたが、滑り台も新しくなっています。何でこのような話をしているのかといいますと、グリーンロードの近くには小学校があって、放課後には、滑り台、鉄棒、ブランコ、それしかない遊具のところに 20 人から 30 人の小さい子供たちが集まっている日もあります。なぜ工場街の真ん中にある公園にはそういった遊具があって、子供がたくさん集う公園には、遊具を更新した、修繕したとはいえ、また鉄棒と滑り台と今あるブランコですから、このかわりばえのしない遊具を、今後、子供たちは何十年にわたって使っていけばいいのでしょうか。

### ○（建設）公園緑地課長

委員が御指摘のグリーンロードでございますが、かつてはスポーツセンターと呼ばれておりました、国体の距離競技のスタート地点でございました。最近は潮まつりや高校の仮装行列のスタート地点、あるいは地域のラジオ体操や盆踊りといったものに利用されておりました、どちらかという多目的広場の意味合いが強いところでございます。したがって、遊具の設置というのは、不満な方もいるかもしれませんが、そういったことから若干控えめにはなっております。

次に、何年使うのかということですが、確かに何十年もかわりばえしないという見方もございますけれども、遊具の利用者は世代交代していきますので、先ほども申し上げましたとおり、適切な管理をすることでできるだけ長く利用していきたいと考えております。

### ○成田委員

世代交代もありますが、結果的にほかのまちでは、それなりに時代に合った遊具にどんどん変化していつているのに、本市は全く変わらない、ただ修繕して同じものをつければいいという発想では、当然ながら、ほかのまちの子連れの保護者が住みたいまちになるかという、非常に疑問なのです。

そこで 1 点伺いますが、色内、花園、稲穂という中心部の住所の中に、都市計画公園は何個ありますか。

### ○（建設）公園緑地課長

住所ごとに集計はしていないのですが、色内、花園、稲穂は、どちらかという旧市街ということで、ほかの新興住宅街といったところは開発行為や区画整理をやるときに公園をつくりますので、そういったものに比べればかなり少ないとは言えると思います。今、数は数えられないので、申しわけありません。

### ○成田委員

市のホームページを見たら数が載っていましたが、色内と花園と稲穂の中で四つしかないのです。ひまわり公園、稲穂公園、色内埠頭公園、あとは小樽公園です。中心部のこれだけ広い区域で、しかも人口が密集している地域に公園が四つしかない。さらに言うならば、小樽公園、色内埠頭公園、これはどちらも住宅街から外れています。

例えば、小学生未満の小さな子供を歩いて連れていくときに、小樽公園に連れていけますか、遊具はありますか。色内埠頭公園も確かに遊具はたくさんありますが、では家から歩いて連れていけますか。車があるから、駐車場があるからいいのではないかという話になれば、では車がない家は、若しくは車が 1 台しかなくて通勤などに使っている家は、公園にすら連れていけないのではないかと。大きなその二つの公園は、少し離れていて、大きくて魅力はあるけれども行きづらい。そんな中で、では花園、稲穂、色内という地域は二つしか公園がないわけですが、都市計画上では、今、グリーンロードが多目的広場だというのだったら、中心部には全然公園がありません。市長はコンパクトシティを掲げてやっていますし、皆さんもその下でやっているとは思いますが、その一方で遊ぶ公園がないというのは非常に大きな問題ではないかなと思うのです。

この部分をもう少し掘り下げて伺いたいと思うのですが、今話したとおり、小樽市の公園で、特にそういう新しい形の遊具がある公園というのは、子連れにとって非常に不便な場所にあるのではないかと思います。銭函中央公園も小樽公園もそうです。あんな急な坂では子供を連れて歩けません。小学生、中学生ぐらいになったら

行けるかもしれないのですが、それでもやはり家の近くの公園という感じではないです。

そういった遊具を設置しているような公園というのは、徒歩ではなくて車で利用することを前提にして、そういった遊具を設置しているということなのか、見解をお聞かせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

確かに市内に90以上の公園がございまして、遊具もたくさんございます。限られた予算の中で、昨年度から国の交付金事業を用いた遊具の更新事業を始めております。これは遊具の老朽化の状態や利用頻度、地域バランスなどを考慮して実施しておりますが、確かに昨年度はその整備を始めた中で、錢函中央公園や望洋東公園など住宅街にびたりとついていない場所の整備も行いましたけれども、同時に、いしやま公園、てんとうむし公園、あるいはオタモイ3丁目公園、こういった住宅街の中にある公園の遊具も整備してございます。今後も、いろいろな方の意見をいただきながら、順次整備をしまいたいと考えております。

○成田委員

私が申し上げたいのは、今まで既存で大きな遊具を設置している公園の遊具の更新はもちろんあると思うのですが、その一方で、市内に気軽に使える、子供がふだんから集っている公園に遊具を設置するというのも一つ大事な考えだと思うのです。花園の話をしました。花園の地域には小樽公園しかないわけです。しかも、花園と呼ばれる地域は、小樽公園よりほぼ下の地域です。そうしたら花園の地域は、特に小学生未満の小さい子供が遊べる公園がないのです。グリーンロードがあるから多目的広場ということであっても何とかなっているのかもしれないのですが、せっかく市街地に密集してマンションなどが建っていて、そういうところに子供たちが住んでいるのに、一方でそういった部分の整備が少なからずとも今は足りないのではないかと、そういうふうを考えています。

それで、少し話を変えますが、長橋なえぼ公園の森の自然館について、設置目的と利用数をお聞かせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

長橋なえぼ公園は、旧営林署の苗圃の跡で市内最大の公園でございます。ここにございます森の自然館は、自然を生かし、野鳥や昆虫の観察などを行うための拠点として整備したものでございます。昨年の利用者数は1万1,787人となっております。

○成田委員

森の自然館の施設にはお手洗いがあろうと思うのですが、お手洗いだけの利用者もこれに含まれているということよろしいですか。

○（建設）公園緑地課長

はい、含まれてございます。

○成田委員

ということは、純粋に森の自然館だけを利用した人数はわからないということでもいいのですか。お手洗いの利用を抜かした森の自然館の利用数はわかりますか。

○（建設）公園緑地課長

確かにお手洗いだけの利用者もいるかもしれませんが、それを利用することによって、あの中にいろいろな解説したものもございまして、また、公園につきましても、自然を生かした公園ということで、小樽市民のみならず市外からも訪れており、春になれば桜の季節、あるいはミズバショウやザゼンソウといった珍しい植物もございまして、また、珍しい昆虫、あるいは野鳥を観察するという事で多くの方々も訪れておまして、本当にトイレを利用するだけではなくて、そこを拠点にしてなえぼ公園を利用していると考えてございます。

○成田委員

確かになえぼ公園を利用されている方には、森林浴というか、そういった環境を楽しんでいらっしゃる方が多いというのは存じ上げております。しかし、その一方で、では昆虫とかそういった自然と触れ合うことも、もちろん

それも一つの効果があるのは理解しますが、では一方でそういうところばかりに予算をつけていくというのは果たしてどうなのかと。

本市が今、人口対策の会議を設立して、若年者、そういったところの流出防止や定住化を考えていく中で、そういったところに予算を今後もつけていくのが果たしていいのかということには非常に疑問が湧くわけです。もちろん公園の中で、そういった特に御年配の方が好きなどところに予算をつけるというのもありかと思うのですが、その一方で、では子供たちが喜ぶような公園には予算がきちんとつけられているのかということ非常に疑問なわけです。流出を防ぐために、公園行政の中でも予算のつけ替えとか、そういった見直しを今後は行っていかなければならない必要があると思うのですが、どのようにお考えですか。

#### ○（建設）公園緑地課長

なえぼ公園には確かに遊具などはあまりないのです。ただ、鳥を見たり昆虫を探したり、そういった子供たちもおりますし、私も長橋に住んでおりましたが、遠足にはしょっちゅう行ったり、そこで写生をしたりというような場所で使っておりました。

それで本題ですが、公園の予算のやりくりですけれども、限られた中ですから、そういった中で昨年度から国の交付金事業を使った遊具等の更新が始まりました。これは本当に私どもにとっては力強い財源になるのですが、こういったものを効率的に利用して行ってまいりたいと考えております。

#### ○成田委員

その中でももちろん利用される方はいるでしょうけれども、あそこに人が常駐する意味が果たして本当にあるのかと。何の案内もあるわけではなく、ただ座っているだけなのかな、ほかにも何か作業されているのかなというのは、ぱっと入っただけでは全部はわからないのですが、そういったところを含めて、もちろん予算が足りなければ当然ながらそのつけ替えも考える、若しくは、公園に関する予算は、一時期の削減の中で相当減らされていると思います。そういったところをもう少し考えていただきたいと思います。

最後に質問したいのですが、市長が本会議で人口減対策やコンパクトシティを掲げている、一方で、市内では、子供たちが遊ぶ場所が非常に限られているわけです。今、その話がありましたけれども、遊具設置を含めた公園の行政については一体どのように行っていくのかと。今言ったように、町の端っこにある少し大きな公園の遊具を更新していく形で考えていくのか。それとも先ほどの答弁にも一部ありましたが、利用者の実態や地域の公園の数、人口密度といったことを考えてそれに合った遊具を設置していく、若しくは小さい公園でもそういった遊具を設置していくなど、その人口に合った費用対効果の高い遊具を設置していかなければ、特に子育て世代の保護者の多くは札幌市や石狩市の公園に遊びに連れて行って、結果的に家を建てるときには、そちらに行ってしまうわけです。そういった方針をどのように考えているのか、最後にお聞かせ願えますか。

#### ○副市長

成田議員の質問にお答えいたします。

公園のことですけれども、小樽公園や長橋なえぼ公園の話があったのですが、小樽公園の遊具、確かに遊び場というものは遊具らしきというか、そういうものはありますけれども、遊具の種類は、あくまでもその人その人の価値観があって違うと思うのです。

というのは、私が子供のころは、小樽公園でも入船の下のほうとか、緑の上のほうの方々もかなり遊んでいましたし、私の妻は入船に住んでいたのですが、しょっちゅう遊びに来たと聞いています。昔はもっと自然で、動物園があって、そして冬になれば雪像をつくったり、スキーに乗ったりしていたという、自然的な公園であって、家が近いからどうなのかということではなくて、そういうニーズもあったと。

今の子供は家の近くでないとなかなか遊ばないと言いますがけれども、遊具自体も昔風の遊具、それがいいのか悪いのかはわかりませんが、どちらかという、雲梯があって、鉄棒があって、ブランコがあってという遊具も、結

構子供の体力をつけるためには必要ではないのかと思っています。公園緑地課長にもよく言うのですけれども、今のプラスチックの遊具が本当にいいのかどうか分からないというのが私の個人的な意見です。ですから、その辺の遊具のあり方というのは、体力をつけるためには古いのもいいところはありますし、どちらがいいのかということもわかりませんので、そういう検討みたいなものはこれからしていかなければならないと思っています。

また、長橋なえぼ公園にしても、確かにあの建物自体にはよく私も行くのですけれども、トイレがあって鳥や花の案内のパネルがあって、鳥のラベルを剥がしたらこれは何の鳥かと書いてあるのです。そういうのも一つの学習、勉強になるのかと思いますし、春に咲く花、夏、秋に咲く花というのがあって、大変優雅でいいのかと。そして、あそこに入っていったら、なぜか春になると桜が咲いていてジギスカンをしていて、家族総出で遊んでいますし、グリーンのところも結構サッカーなりなんなりをして遊んでいますので、そういう子供の体力をつけるのにも悪くはないのかと私は思っていたのですが、いろいろな意見がありますので、その辺のあり方も少し研究していかなければならないのかと思っています。

全体を見まして、これからどういうものが求められていくのか、子供にとってどういうものがあるのか、いろいろ体力をつけるためには、小樽の子供はかなり体力が低いから、北海道は全国的にも上のほうではない、下のほうだということもありますから、そういうところも考えまして、今後の遊具のあり方を検討していかなければならないと思っておりますので、ニーズを捉えながら検討していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

#### ○成田委員

今、副市長におっしゃっていただいたとおり、確かに健康とかそういったところの効果はあると思うのですが、雲梯や鉄棒、ブランコだと、たぶん私が子供のときとあまり大差ない遊具かなと。その一方で、新たな遊具が出てきて、プラスチック製なのかスチール製なのかがいいのかはわかりませんが、やはりもっと複雑な遊具を好む、若しくはそういったところに興味を示す子供がいるのは、これもまた事実なわけです。やはり何よりも公園に来て遊んでもらうところをもう少し増やさないと、教育委員会は子供がスマートフォンを使っている時間が長い、外で運動する時間が短い、では、それを本当に全部教育委員会の責任にできるかという、実際にその受皿がなければどうにもならないわけです。スマートフォンをいじるなどだけ言っても、では遊ぶところがないと、結局それに戻ってしまえば、言うだけ言って結局何も出口がないのです。

そういったことも含めて、日ごろから外で遊ぶとか公園に集うといった癖をつけるというか、遊ばせるような工夫、若しくは魅力を引き出すのも一つの役割ではないかと思うので、ぜひ今後の人口対策にかかわる会議の中では、公園というのは単に遊ぶ遊ばないという話だけではなくて、教育にもかかわるということを含みおきいただいて、検討していただきたいと思います。

#### ○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 52 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○川畑委員

◎マイナンバー制度について

マイナンバー制度について質問します。

この関連する法律に基づいて共通番号制度を導入するというので、今回、補正予算が計上されています。

そこで、今後のスケジュールについて伺います。制度の実際のスタートに向けてはどのような作業をいつから始めることになるのか。また、個人番号の利用がいつから始まるのか、その時期も含めて説明してください。

○（総務）津田主幹

マイナンバー制度のスケジュールについてですが、最初の作業につきましては、第3回定例会で補正予算が可決されましたら、住基システムや税務システムのシステム改修に今年度から着手したいと考えております。

また、番号制度の利用開始については、制度的なスケジュールで言いますと、まず来年10月に個人番号がつかまされて、地方公共団体情報システム機構から全国民に番号の通知カードが送付されます。その後、平成28年1月から利用が開始されるのですが、番号カードの交付が始まったり、税の申告のときに申告書に個人番号を記入したりという利用がスタートします。29年1月には国の機関同士でも情報連携がスタートしまして、最終的には29年7月に国と地方公共団体の機関、全部を含めた情報連携が開始されることになっております。

○川畑委員

従来から交付している住基カードとの関連は、どのようになるのですか。

○（総務）津田主幹

従来の住基カードとの関連ですが、番号制度というのは、税や社会保障分野などでの利用が法律で決められております。これに対しまして住民票コード、住基カードは利用が限定されておまして、番号制度のような各分野での利用は想定されていない、利用できないということになっております。

○川畑委員

その続きで、共通番号制度の仕組みについてお聞きしますが、住民基本台帳に付番された住民票コードとの違い、それと今度の新しい制度のカードの違いを説明してくれますか。

○（総務）津田主幹

繰り返しになってしまうかもしれないのですが、番号制度は、税や社会保障分野での利用を考えて新たにつくられたものですが、住民票コードは利用範囲が極めて限定されておまして、番号制度における税や社会保障分野での利用ができないことになっております。

○川畑委員

そうすると、今ある住基カードは全部切り替えていくことになるのですか。

○（総務）津田主幹

現行の住基カードは、平成27年12月まで発行されるのですが、それをもって発行が終了になります。そして28年1月から番号カードの交付が始まります。

ただし、今持っている住基カードや来年12月までに発行された住基カードについては、有効期限が10年と定められておりますので、その期間内は住基カードとして使えることになっております。ただし、その有効期間内に番号カードの申請をした場合は、番号カードを交付するときに住基カードを回収させていただき取扱いになっております。

○川畑委員

マイナンバー制度のメリットについては、市当局としていろいろ捉えていると思うので、メリットと問題点について伺いたいと思います。

最初に、メリットについてどのような見解を持っているのか、わかりやすく説明してください。

○（総務）津田主幹

マイナンバー制度を導入することよってのメリットですが、住民の皆さんにとっては、申請手続のときに、これまでには住民票や所得証明などを添付書類としてつけていただくような申請の場合、番号制度が導入されるとこういう添付書類が不要になってくるということで、手続が簡素化されますので、市民の皆さんの負担は軽減されるということがまず挙げられます。

また、番号制度を導入することよって、所得の情報、あるいは社会保障の給付状況、これらをより正確に把握することが可能となりますので、必要な方に必要な給付を行うことが可能となり、給付の適正化が図られるというメリットがあります。

また、行政事務におきましては、他の機関との事務のやりとりは現在、紙ベースで郵送しているのですが、番号制度が導入されるとネットワークを通じて連携できるようになりますので、事務の効率化が図られるというメリットがあります。

○川畑委員

私は、知識がなかなかない中で少し本を読んできましたら、その中には、加入している健康保険を脱退して国民健康保険に加入する際に、被保険者資格喪失証明書の添付が要らなくなるということでのメリットがあるということで、今おっしゃったようなメリットがあることはあるのでしょうかけれども、それ以上あえて必要なのか、その資格喪失証明書は、会社を退職する手続の一環として発行してもらえばそれで済むのではないかというふうに書いてある本もありました。

もう一つは、手続が簡素化されるといっても、そんなに大きなメリットではないという見方をした本もあったのですが、その辺はどうですか。

○（総務）津田主幹

社会保障関係の手続には、いろいろな手続があるのですが、手続の全体として考えると、添付書類が省略できるということは住民の皆さんにとっては負担の軽減になるというふうに認識しております。

○川畑委員

その辺について、もう少し詳しく知りたいところですけども、時間の関係もありますのでそれはまたの機会にしますが、デメリットについてはどのように捉えていますか。

○（総務）津田主幹

デメリットにつきましては、今回、補正予算を計上させていただいたのですが、システム整備などのコストがかかるということが挙げられます。

○川畑委員

今おっしゃったように、デメリットとして市が認めているとおり、システム整備のコストは非常にかかるということで、そのことについて伺いますが、住基ネットでさえ、初期投資段階では約390億円かかっていると言われていいます。小樽市においても、住基ネットの整備事業については、1次稼働、2次稼働と進めてきているわけですが、住基カードの有効な発行枚数は7,000枚強で発行率が5.65パーセントという状態で、その整備事業費の総額が小樽市で5,122万7,000円かかっていると、そういうふうに向っているわけです。

今回、補正予算で計上されている事業費は3,879万5,000円になっているのですが、その事業の内訳と市の財政負担の割合について説明してもらえますか。

○（総務）津田主幹

システム整備事業費につきましては、今回、補正予算で上げたのが3,879万5,000円ですが、この内訳としましては、住基や税務システムの改修経費が3,328万6,000円、団体内統合宛名システムの整備費が426万3,000円、中間サーバの整備負担金が124万6,000円となっております。これらの事業費については、総務省の補助事業になっており

まして、補助率は、国の想定事業費というのがあるのですが、3分の2から10分の10になっております。結果として、今回の補正予算案では、6割程度が国庫補助になっております。

○川畑委員

今回の分でいくと、市の負担する分が補正予算説明書に載っている額になるということですが、この後、整備事業の計画を進めていくことになると思うのですが、その計画と事業費について、市の財政負担の割合を含めて説明してもらえますか。

○（総務）津田主幹

今後の整備事業費ですけれども、総務省系の事業につきましては、平成27年度も引き続きシステム整備などを行うのですが、現在、国の詳細がまだ決まっていない部分がありまして、仕様が確認できない部分があります。業者もシステム開発中ということがありまして、現時点で具体的な金額の算定が難しい状況になっております。

また、27年度、28年度で、厚生労働省の補助事業になっている社会保障システムのシステム改修にも着手いたします。ただ、これも総務省系と同じ理由で、現時点では具体的な事業費の算定が困難な状態となっております。厚生労働省で想定事業費が出ておりまして、これに基づいて算定しますと、27年度は5,650万円、28年度は2,300万円と予定しております。これに対しましては、厚生労働省の補助金がありまして、これもシステムの種類によるのですけれども、大体3分の2から10分の10の補助金が予定されております。

○川畑委員

今の説明では、総務省関係が算定中だと、これから幾らかかるかまだわからないということです。そして厚生労働省関係でいくと、平成27年度、28年度で約8,000万円かかると。大ざっぱなところで、そのうちの3分の1くらいが市の負担になっていくということですよ。これだけコストが大きくかかる問題だということをもっと認識しておきたいと思うのです。

次に、個人情報の漏えいがいろいろな犯罪につながる心配があるというふうにもいろいろな本に書いてありますので、その辺について質問したいと思いますけれども、個人番号の利用は行政機関などに限定されるわけですが、法律では、源泉徴収や税務署に申告する法定調書に個人番号を記載することを求めているわけです。社会保障や税にかかわる行政事務において、所得や行政サービスの受給情報、これらの情報を会社などが個人番号のキーとして個人情報を保有することになるわけですから、これらが犯罪データになる心配があり得るのではないかと思います。それらについての見解を聞かせてください。

○（総務）津田主幹

民間企業における申告のための番号というのは、その目的のためだけにしか取得できないとされております。法律に定められた以外の目的での収集や保管というのは、法律上、禁止するという措置をとっているというのがまず一つございます。

○川畑委員

私が言いたいのは、法律上の措置があっても、今、現実の世の中ではそれを犯しての犯罪が起きているという心配があるということを指摘しているわけです。

もう一つ、なりすましの被害の問題があると思うのです。なりすまし被害の心配はないのかということで質問しますが、共通番号を導入しているアメリカでは、なりすましの被害が2006年から2年くらいの短い間で、被害者が約1,000万人、被害額は年間500億ドルと言われていると雑誌にありました。政府は、写真付個人番号カードで確認すればアメリカのようにはならないと言っていますが、写真付個人番号カードそのものがなりすましにより交付される危険性があるのではないかと思います。その辺についてはどうですか。

○（総務）津田主幹

なりすましについてですが、委員がおっしゃるとおりアメリカでは、なりすましが多発している、頻繁に起きて

いるということがあります。アメリカの番号制度は社会保障番号制度という制度ですが、アメリカの制度自体が利用範囲に制限がないということで、大きな違いがあります。家や車を買うときにも個人番号、社会保障番号を使うことになっています。また、アメリカの個人番号は、そもそも個人番号自体が本人確認の手段に用いられていて、本人確認用の個人証明の I D になっているということです。アメリカでは社会保障番号は本人しか知らないという前提で成り立っているものですから、こういう使われ方をしています。それに対しまして我が国の番号制度は、利用範囲が限定されているということがあります。また、委員のおっしゃるとおり、番号を利用の際は必ず本人確認をすることが法的に義務づけられていますので、法的には、なりすましを防止する対策が講じられていると認識しております。

#### ○川畑委員

今、アメリカの例を話していただいたのですが、これは韓国でも、スウェーデンでも、そういう例がたくさんあるわけです。ですから、法的にそういうふうにおっしゃっていても、犯罪というのは法をくぐって起きているのが現状だと思うのです。

現に、住基カードが市町村で発行されているわけですが、この 5 年間で 100 件を超えるなりすましによる不正交付がされているという報告も受けているのです。2008 年は 3 件、2009 年は 15 件、2010 年は 63 件、2011 年は 10 件、2012 年は 15 件と、まさに 100 件を超えているわけです。そういう意味では、なりすましにより個人番号カードが交付された場合、I C チップに格納された個人認証の情報を利用してインターネットから、ネットワークで結ばれた機関が保有する当人の全個人情報閲覧することが可能になるのではないかと思います。ですから、なりすましの危険性は拭いきれないと思うのですが、その辺についてはどうですか、大丈夫ですか。

#### ○(総務)津田主幹

個人番号カードを使って、インターネット上から個人情報が取得できるのではないかと懸念がありましたが、番号制度で使うネットワークは L G W A N という地方公共団体みの閉域ネットワークと政府の共通ネットワーク、この間のみで使っております。これらはインターネットには直接接続していませんので、インターネット上から個人情報を取得するという事は考えにくいと認識しております。

#### ○川畑委員

インターネット上からの閲覧は考えにくい、法的には大丈夫ということですが、現実にはいろいろ起きている事件等でそれらの心配が証明されているのではないかと思います。

最後になりますが、このようにわずかな効率化やメリットのために、全住民に個人情報の漏えいや悪用などの重大なデメリットがある個人番号の背番号制というのは、行うこと自体が本当に必要なのか。その上に巨額のコストがかかっている、それが全部、市民に負担がかかっていくわけですから、こういうシステム自体が本当に必要なかどうか疑問を持っているわけです。ですから、この法案については、我が党としては賛成できないという立場を表明しておきます。

---

#### ○小貫委員

##### ◎ J R 南小樽駅のバリアフリー化について

まず、南小樽駅のバリアフリー化に関連して質問いたします。

一般質問で取り上げたのですけれども、このことを取り上げましたということをおっしゃる皆さんに、きちんと私は、J R がなかなか計画を出してくれなくて小樽市としても補助金を出すことができないと言っているという話を伝えるのですが、そういうことを言うと大抵の皆さんは、市長は南小樽駅の大変さをわかっていないのではないかとということで、市長への批判の声が続まして、市長のせいになっているということで、あえて私は訂正をしなかったのですけれども、そういう要望がありまして、小樽市としては、南小樽駅のバリアフリー化に関連してこの間、ど

のようにして市民の要望を聞いてきたのか、まず、この件について伺いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

市民の要望把握についてですが、平成22年から、地区連合町会長と市長と語るつどいで2度、町会長と市との定例連絡会議で1度、要望が出されており、また24年6月には請願の提出もあったところです。これらを通して、市民の要望の把握に努めているところでございます。

○小貫委員

今の答弁を聞くと、市民から上がってきたことを聞くだけで、小樽市からの具体的な行動はなかったというふうにとれるのですが、この要望についての見解はどうなのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

これからの超高齢化社会、あるいは障害のある方を含め、バリアフリーということは非常に重要なことでございます。これらの要望があるということは存じておりますので、そういったものが市民の要望だというふうには把握しております。

○小貫委員

一般質問の答弁で、補助金を出すかどうかについては、J Rの具体的な計画が出された段階での判断ということでした。3駅同時という可能性はないのかどうかという点についてはどうでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

財政面などから見ますと、市内3駅を同時に整備するという事は、なかなか考えづらいと思っております。

○小貫委員

そうではなくて、J Rの計画が3駅同時ということはないのでしょうかということを知りたいのですが。

○（建設）まちづくり推進課長

J Rからの計画提示が3駅同時かということですが、その可能性はあると考えてございます。

○小貫委員

J Rの計画の立て方ですが、整備対象駅は道内にも複数あるのですけれども、その全駅の事業実施の年度を決めるという立て方なのか、年度ごとにそれぞれ整備対象駅が示されるのか、どのような計画を立てているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

市内のバリアフリー化対象駅の事業実施年度につきましては、事業主体であるJ R北海道が現在、検討中でありまして、本市への提示の仕方につきましては、現段階ではわかりません。

ただ、今後、具体的な計画などが示される段階で、事業実施年度の計画につきましても本市には示されると聞いてございます。

○小貫委員

3駅同時もあり得るということでしたので、小樽市としてやはり事業実施の年度をしっかりと要望したほうがいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

事業実施の年度につきましては、今後、J R北海道から具体的な計画等が示された段階から協議を進めていくことになると考えてございます。

○小貫委員

○子ども・子育て支援新制度に係る条例の立案方式について

次の質問に移りますが、条例の立案方式について伺います。

今定例会には、子ども・子育ての新制度の関係で、厚生常任委員会に議案が付託されています。条例のつくりの

関係については、中島議員が予算特別委員会の 1 日目で質問していますので、重複しないように行いたいと思いますが、最初に平成26年内閣府令第39号第 1 条について説明してください。

○（総務）総務課長

ただいま委員からお話しいただきました内閣府令は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準という内閣府令でございます、第 1 条は趣旨という規定になってございます。

そもそも子ども・子育て支援法の中で、今申し上げた特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の運営に関する基準は市町村の条例で定めることになってございます。ただ、この条例を定めるに当たりまして従うべき基準と参酌すべき基準がございまして、この二つの基準を定めるものがこの内閣府令ということで、そのことを第 1 条で規定しているものでございます。

○小貫委員

その基準というのが、つまり従うべき基準と参酌すべき基準を定めているのがこの内閣府令だということですが、ここに書かれている特定教育・保育施設に係る子ども子育て支援法第34条第 3 項について説明願えますか。

○（総務）総務課長

第34条第 3 項については、特定教育・保育施設の運営に関する基準になってございます。そのうち、利用定員と運営に関する事項で、子供の適切な処遇の確保等については従うべき基準、それ以外のものについては参酌すべき基準とするということで第34条第 3 項では定められております。

○小貫委員

この間、政権交代もさまざまありましたが、地方分権改革ということで、義務づけ、枠づけの見直しが行われてきました。この見直しと条例制定権拡大の意義について説明してください。

○（総務）総務課長

義務づけ、枠づけの見直しでございますが、そもそも国が全国一律で地方公共団体に義務づけし、また枠にはめるという形をとっていたものを、地方の自主性を高める観点から権限を地方に移譲することで、実際には条例を制定する機会が増えているということでございます。

○小貫委員

要は、地方単独で、地方の独自性を出した条例を定めましょうということだと思っておりますけれども、その一環が先ほどあった従うべき基準と参酌すべき基準ということで閣議決定などもされていると思うのですが、一般的に法律でそういう基準を定めなくて、条例で定めるとしている意図はどこにあるのでしょうか。

○（総務）総務課長

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、法律であれば全国一律の規制となるということでございまして、それで定めなくて条例で定めることになると、各自治体で自主的に地域の実情に合ったものを定め得るとというのが本来の考え方かと思っております。

ただ、今回のような法律なり政省令なりのつくりということになりますと、先ほど申し上げました従うべき基準や参酌すべき基準ということで、従うべき基準は、原則的に、その従うべき基準と異なる内容を定めることは許容されないということがございます。また、参酌すべき基準につきましても、その基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるということなものですから、今回の件について申し上げますと、そういう意味では本来の義務づけ、枠づけの見直しという観点からしますと、ちょっと物足りないという、正直、そういう感じを受けるものでございます。

○小貫委員

それで、先ほど来あったように、平成26年の内閣府令第39号、若しくは厚生労働省令でもいいのですが、この内閣府令第39号に定められているものが基準と呼べるのかどうか、この辺はいかがなんでしょうか。

○（総務）総務課長

内容につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、その基準を定めるということで制定されているものですから、基準ではないということにはならないとは思っております。

○小貫委員

しかし、総務課長は最初に、第39号第1条は趣旨で、従うべき基準と参酌すべき基準を定めている内閣府令ですと答えたわけですが。この従うべき基準と参酌すべき基準というのが基準ということによろしいのですか。

○（総務）総務課長

従うべき基準と参酌すべき基準をあわせまして、この内閣府令で定めている基準ということになっていると思います。

○小貫委員

条例で定める意図も含めてですが、法律では、この内閣府令を基にして市町村で基準を定めるというふうになっているわけです。ところが、それを内閣府令のまま、質問が条例の内容に入ってしまうのはまずいのですが、要は従うべき基準を内閣府令で定めているのであって、それが基準ではないのですよ。法律でいう条例で定めなければいけない基準にはならないと私は思うのですが、どうでしょうか。

○（総務）総務課長

実際のところは、そこを含めまして市町村の条例で定めるということになっていますので、それはそれも含めて基準ということになるというふうに思います。

○小貫委員

つまり、条例で定めるというふうにした基準が引用方式になっていて、少し議案の内容に入ってしまうから主張だけにしますけれども、内閣府令の定めるところによるという引用方式になっているわけです。ということは、内閣府令で定めているのは、従うべき基準と参酌すべき基準を定めているのであって、全国一律の基準を定めているわけではないのです。だから、これは国語の問題として、条例で定めるとした基準にならないのではないですかという問題なのです。

○（総務）総務課長

なかなか難しい御質問ですけれども、これは中島議員の御質問のときにも答弁させていただいているのですが、私どもとしては、立法のテクニックということで、今回こういう方式を採用させていただいたということにすぎないと言ったらあれなのかもしれないのですけれども、条例にそれぞれ個々の条文を持ってきたとしても、今回の方式をとったとしても、定めている内容は全く同じことになるものですから、それは立法上のテクニックの問題だというふうに理解しております。

○小貫委員

時間がないのでまともに入らなければならないのですが、要は言葉が違うというのは、それなりに意味があるのです。それは法律で定めている、行政の人はその辺をわかっていると思うのです。だから、内閣府令で基準としないで、従うべき基準と参酌すべき基準を分けているということをもって、それを小樽市の基準としますというのは、基準としたのをまたそれは何だろうかと見たら、従うべき基準ですよ、参酌すべき基準ですよという話になってしまっているのです。ですから、基準がしっかり定まっていないということを言いたいのです。

小樽市が基にする基準は、参酌すべき基準を基にしているのであって、それがどこなのですかというところが定まっていないのではないのでしょうかという問題なのですが、もう時間が来てしまっていると思うので、それについてはお話しをさせていただきたいし、条例の中身については、厚生常任委員会で川畑委員がもっと詳しくやると思うので、本日の委員会ではこの辺で終わりにします。

最後に、バス停の上屋の設置についての質問をする予定でしたが、要望が主ですので、直接担当課に伝えてお願

いしたいと思いますので、これで終わります。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

#### ○山田委員

##### ◎朝読書について

私は代表質問から、全国学力・学習状況調査から朝読書に関連して伺います。

本会議の答弁では、学校質問紙調査で一斉読書の取組状況について、小学校では、「毎日行った」「週に複数回、定期的に行った」との答えが50パーセントで、全国平均より10ポイント程度少ない状況で、中学校でも50パーセントで、全国より30ポイント程度少ない状況と聞きました。ただ、家庭での読書は、小・中学生とも全国よりも高いことがわかりました。

そこでお聞きします。朝読書などの一斉読書について、できなかった理由をお聞かせの上、今後の方策についてお聞かせください。

また、家庭での親の理解や努力が実ったものと考えております。家庭への取組など、成果を伝える必要があると考えます。どのような方法があるのか、考えをお聞かせください。

##### ○（教育）指導室主幹

朝読書などの一斉読書ができなかった理由についてですが、学校によりましては、朝の活動の時間を読書ではなく、教科のドリル学習に充てている学校がございます。そういう学校では、一斉に読書をする時間の確保がなかなか難しいという点、また、放課後の学習の時間を取り入れている学校、それから部活動などにより一斉読書の時間を取り入れた日課表に変更することが難しいということが理由であると考えてございます。

しかしながら、学校図書館司書の配置や学校図書館の整備などが進んできたことによって、年々、子供たちの読書意欲が向上しつつあるという実感もありますので、今後とも読書活動を、学級や学年によってばらばらに行うということではなく、学校全体の組織的な取組として進めていくよう、校長会等を通して指導してまいりたいと考えてございます。

また、家庭の取組の成果を伝える必要性についてでございますが、教育委員会では、今年度も読書週間の状況について、学力調査の報告書や保護者向けの啓発チラシ等で説明していく予定となっております。また、各学校からは、読書の取組を含めた調査結果分析や今後の取組について、文書で説明することとしております。市内の中学校では、教育委員会から配付されている読書カードを活用して、子供たちの読書量を増やす取組を行い、成果を上げている学校もございますので、そのような実践を広く紹介するなどして読書習慣の確立に努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

#### ○山田委員

##### ◎電子書籍について

関連して、最近是小・中学生向けに電子書籍ストアが開設されて、ページごとに自分の気持ちをマークで登録する機能や、ウェブで自分の本の感想をサイト上に記載し、読書の好みに近い友達を見つけて「読みトモ」ネットワークをつくったり、タイムラインで友達が読んでいる本を把握できるような電子書籍の認識が広がっています。

この電子書籍については、静岡県、滋賀県、鎌倉市、札幌市中央図書館で実証実験や体験プロジェクトが行われていると思います。この概要を簡単に説明していただけますか。

##### ○（教育）図書館長

それでは、札幌市中央図書館の取組について説明させていただきます。

札幌市では、2011年度から電子図書館の開設に向けての取組を本格的にスタートいたしました。その後、2013年

10月から本年2月までの期間で実証実験をしております。そして、本年4月から電子図書館を開設いたしました。当面は、パソコンとタブレットで電子書籍を閲覧するのみでございますが、10月からインターネットを使った電子書籍貸出サービスを始めると聞いております。このサービスは、利用者が図書館に来ることなく、自宅のパソコンやタブレット型多機能端末を通して図書を見ることができる、そういうサービスでございます。これは、貸出期間が過ぎますと自動的に情報が消去されます。ですから、返却の遅れがそもそもありませんし、汚れない、痛まない、所蔵するスペースが必要ないという利点がございます。

**○山田委員**

いろいろと実験をされたということで私も聞いております。こういうような電子書籍に対する本市の図書館の認識、あわせて国や道内の図書館の取組について聞かせてください。

**○（教育）図書館長**

市の図書館としましては、今年度、新たに三つのサービスを始めました。一つ目は、インターネット予約の開始であります。二つ目は、国立国会図書館のレファレンス協同データベースに参加しております。三つ目は、学校図書館支援ということで、スクールライブラリー便を始めました。まずは、今やれるこれらのことに力を注いでいこうと考えております。その次は、将来的に市の図書館と学校の図書館とのオンライン化を目指したいと考えていますので、電子図書館につきましては、さらにその先にあるものと思っておりますので、電子図書館の開設までには時間がかかるものと考えております。

また、国内の取組状況でございますけれども、全国の公共図書館で、電子書籍の貸出サービスを行っているのは約30館でございます。

**○山田委員**

では、電子書籍と本との最大の違い、また問題点などをお聞かせください。

**○（教育）図書館長**

電子書籍がなかなか普及しないという問題点は、四つほどございます。

一つ目は、図書館向けの電子書籍数が1万2,000点ということで、その数がまだまだ少ないということがございます。

二つ目に、電子書籍の海賊版が多数見つかったり、あるいは自分の手元の書籍をスキャンして、みずから電子情報化する、いわゆる自炊という違法行為が横行して著作者の権利が侵害されるケースがある、あるいはその可能性が高いということが挙げられます。

三つ目は、過去に出版された作品を電子化することによって、再版する場合、その権利を誰が所有しているのかわからないということが多いと、その権利関係の処理が複雑である、あるいは煩雑であるということが、出版業界に電子化をちゅうちょさせる一つの要因となっております。

最後に、タブレットなどの端末機自身が、年々といえますか、日々進化することが予想されます。新機種への乗換えに際しまして、互換性の問題があると言われております。旧来の古い機種から新しい機種へのデータ移行には手間がかかる、あるいはそのデータ移行ができない、そういった懸念があります。

以上のことが、電子書籍がなかなか普及しない問題点と考えております。

**○山田委員**

本市の図書館には、電子図書について問い合わせなど、市民ニーズがないのかという点と、今後、学校図書における利用について、こういうものの利用はアメリカがたぶん進んでいると思うので、利用についての考察があれば、その点をお聞かせ願いたいと思います。

**○（教育）図書館長**

電子書籍に対する市民のニーズといえますか、要望でございますけれども、4年前の2010年は、いわゆる電子書

籍元年として世間でも大変話題になりましたが、その年から現在まで、問い合わせは 2 件だけでございまして、さほど市民の要望が多いものとはまだ考えておりません。

#### ○（教育）施設管理課長

学校図書館における利用についてですが、アメリカの学校図書館における電子書籍の利用動向についての報告書の中では、生徒一人一人にタブレット端末かコンピュータの整備を進めている状況で、電子書籍への関心が継続的に増加しているという報告がございまして。また、国内においても、学校図書における電子書籍のタイトル数の増加についての動きがあると聞いております。

本市の学校図書館での電子書籍の利用については、将来的には導入の可能性も考えられますが、現時点では、教育用パソコンの整備を行っている最中であり、また、学校図書についても、各学校の不足冊数を補充することや、本年度から始めた図書館との連携によるスクールライブラリー便を行うなど、学校図書を利用しやすいための環境整備を行っているところでございまして。今後、まずはこれらの事業を行い、学校図書館の整備について努めてまいりたいと考えております。

#### ○山田委員

電子書籍に対する認識がまだ低いということがよくわかりました。その部分では、今の新しい携帯電話には、電子書籍の導入も視野に入れた機能がついているということなども聞いております。今後ますます、電子書籍に対する考察を深めていただきたいと思います。

#### ◎図書の選定について

次に、予算説明書から聞きますが、学校図書館書整備費が小学校・中学校ともに約 500 万円ずつあります。図書館の部分では約 1,000 万円です。こういう予算の中で、日々、図書の選定については苦勞されていることがよくわかるのですが、図書館だよりしらかば 9 月号の 5 ページには、予約本のお知らせということで新刊の予約状況があり、何については 40 人待ち、何については 30 人待ちということで書いてあります。これらの新刊についての選定の仕方を聞かせていただけますか。

#### ○（教育）図書館長

図書の選定につきましては、図書館の中に選定委員会がございまして、月に 2 回ほど選定委員会を開いてやっております。ただ、予約の図書につきましては、大変予約が多い図書がございまして、それらにつきましては、副本を買うかどうかを選定委員会の中で検討しております。予約のリクエストが多いものについては、副本を買うようにしております。

#### ○山田委員

先ほどの電子図書の場合は、一度に 100 人以上に対応することができるということも、私は聞いております。

#### ◎手宮地区統合小学校の図書の選定について

最後になりますが、先日、3 校の統合校となる手宮地区統合小学校の新校舎を見させていただきました。その中では、図書室もきれいに整っていて、あとは本が入るのみとなっていましたので、その中には感動する本、心に残る本を導入していただきたいのですが、手宮地区統合小学校の図書室には、どのような本が入るのかを最後にお聞きして質問を終わります。

#### ○（教育）教育総務課長

昨日、手宮小学校の旧校舎にある本を私どもも手伝って入れてきたばかりですが、まだまだ本の数としては少ないのですけれども、平成 28 年 4 月からは、手宮西小学校、北手宮小学校、色内小学校から本を選定しながら統合する形になってございまして。その中ではまだ 2 年ほどございまして、いろいろ司書の意見や学校図書館司書の意見を聞きながら、あるいは図書館の司書の意見も聞きながら考えていきたいと思っております。

## ○山田委員

ぜひとも小学生に対しては、情操教育により本の導入をよろしく願いまして、私の質問は終わります。

## ○濱本委員

### ◎クルーズ客船誘致に関連して

一般質問で伺いましたが、クルーズ客船が最初は4月ぐらいに入って、もうそろそろ今シーズンが終わるということで、40隻を超える船が入るということでした。クルーズ客船が入ることによって市内の経済にいい影響とか、いい効果を与えていると思っておりますし、そこに至るまで、市長をはじめ関係者の皆さんのいろいろな御努力があって今日の姿があるのだらうなというふうに理解しております。

初めに、昨年、一昨年などを踏まえて、今年のクルーズ客船の入港について、今までとは違うのだという部分がたぶんあるのだらうと思しますので、その点についてどういう認識をされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

### ○（産業港湾）港湾室主幹

ただいまの質問は、昨年までと今年のクルーズ客船寄港の特徴といいますか、違いについてのお尋ねかと思いますが、まずは委員からありましたように、今年、最終的な寄港回数が現時点の見込みで41回と過去最高でして、20回から倍増したということが挙げられると思っております。

さらに、その内訳でございますけれども、特徴的なことといたしましては、小樽港を発着する定点クルーズ、いわゆる定点型が増加したこと、昨年場合は、につぼん丸、ぱしふいっくびいなすなど日本の船で7回だったものが、今年はこの日本船に加え、サン・プリンセスが小樽港発着の北海道を周遊するクルーズを12回実施したことによりまして、定点クルーズが18回と増加しております。外国船社の定点クルーズが行われたことも大きな特徴であると考えております。

### ○濱本委員

定点クルーズが7回から18回に増えたのはわかっていたのですが、それ以外の、いわゆるお立ち寄りというか、何と定義するのか言葉はよくわかりませんが、それは昨年と比較してどうなのでしょう。

### ○（産業港湾）港湾室主幹

41回から18回を引いた分が、ほかの港を出発しまして、途中で小樽に立ち寄って次の港に行くという寄港地型ということで、その回数も、昨年までと同じ回数分ぐらい、ですから倍増に近づいていると言えます。

また、さらに特徴的なこととしてつけ加えますと、昨年までは勝納ふ頭に6万トン以上の客船を着けているのですけれども、昨年の勝納ふ頭の接岸は3回、それが今年22回ということで、大型客船が寄港するというのも特徴として挙げられると考えております。

### ○濱本委員

市長の御答弁にもありましたが、小樽港発着の客船によって、今までと違う経済効果があるということでしたけれども、本会議場の答弁なので、なかなか細かい話まではなかったというふうに記憶しております。

もう一回聞きますが、定点クルーズのときは、いわゆる寄港型と比べて、経済効果を図る判断の項目としては、新しい項目としてこういう項目が増えた、こういう要因が増えた、その辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

### ○（産業港湾）港湾室主幹

寄港地型に対して定点型の経済効果の面での特徴ということかと思いますが、寄港地型の場合、乗船客の観光など、個人消費が経済効果としての一つの項目となりますけれども、定点クルーズの経済効果としては、例えば船に積み込むための食材、具体的にいいますと野菜や果物、そして食べ物ではありませんが船内で飾る生花、こういった

た生鮮品を中心として小樽からの納入が非常に増加していると聞いているところでございます。

このほか、乗下船するために、乗船客が宿泊するばかりではなく、乗組員、交代のクルーがそのために前泊したり、あるいはサン・プリンセスなどの大型客船の場合には、前の港がコルサコフなので出入国審査があるのですが、そのための入国管理局の職員もかなりの人数が全国各地から応援に来ていて、その前泊もかなりの泊数で行われていると聞いております。

このほか、例えば乗船客のスーツケースは、単純に1人1.5個ぐらいということで換算されますが、そうしたスーツケースは宅配便で取り扱われることが多いので、人手による運搬作業、それをさらにフォークリフトを用いて荷物の上げおろしをするといった港湾荷役をはじめとしますさまざまな業務が派生的に発生するということが、定点クルーズの特徴となっていると考えております。

#### ○濱本委員

今の話は、定点型のほうが間違いなくいろいろな項目が増えたということです。これは分析の手法でいくと、まさに定性分析で、ある一つのサンプルに対してどういう要素がいっぱい詰まっているかという、その分析です。そこが第一段階です。その次の分析は、ではその入っているいろいろなファクターがどのぐらいの量を持っているか、そういう定量分析にいかないかならなければならないのだらうと思うのです。今は現在進行形ですから、最終的な定量分析にはたぶんたどり着いていないと思うのですが、そういう定量分析を最終的にやるつもりがあるのか。また、今の段階で、その定量的なものに関してどういう認識を持っているのか、その辺についてはいかがですか。

#### ○（産業港湾）港湾室主幹

経済効果等に係る定量的な把握についての御質問かと思いますが、例えば、乗船客の人数をはじめ、さまざまな経済効果等の額につきましては、委員から御指摘がございましたように、まだクルーズ客船の寄港が続いている段階でございますので、まさに情報収集を行っている段階でございます。したがって、現時点では報告できるまでの取りまとめはできていないということになります。

今後、具体的な経済効果の額につきましては、入港料などの市への直接的な港湾関連収入、こういった小樽市が直接受け取る収入などを除きまして、特に乗船客の観光消費といった個人消費的な部分などの把握についてはなかなか難しいものがございますが、今後も可能な限り、関連団体や関連業者といったところに聞き取りを行うなどして、把握に努めてまいりたいと考えてございます。

#### ○濱本委員

クルーズ客船が来て、小樽の港として、小樽のまちとして新たなマーケットが発生したわけです。やはりそのマーケットをどうやって分析して、そのマーケットにどういう適切な商品なりサービスなりを提供していくかというのは、分析がなければできないわけです。ですから、分析がなされると初めて次の顧客に対して次の満足のいくサービスが提供できる、それがうまく循環していくとどんどん船が入ってきてくれる、それから乗船した客も喜んでくれるという、そういう循環になるのだらうと思うのです。そういう意味では、ただ単に誘致しました、来てくれてどうもありがとうではなくて、来てくれた人の満足度をどうやって上げるか、そのためにどういう手法を使って分析をして新しいプログラムを提供するかというのは、これはやりっ放しではなくて、大事なことだらうと思うのです。

いろいろ困難というか、なかなか捉えきれない部分があるのだらうとは思いますが、いろいろな手法があるはずですので、ぜひともそういうリサーチをしていただきたいと思っております。そういうリサーチをした結果、背後観光地として、小樽港と伏木富山港、京都舞鶴港、これらで構成している環日本海クルーズ推進協議会の中で、クルーズ客船のプログラムというか、メニューというか、そういうものをこちら側から船社や代理店に対して、こういうメニューはどうですか、こういうクルーズはどうですかということまで一歩踏み込んで、向こうが採用するかどうかは別ですけれども、これからは一歩踏み込んでいく姿勢がすごく大事になるのではないかと思います。いかが

がですか。

### ○（産業港湾）港湾室主幹

定点クルーズにつきましては、寄港地型とは異なるさまざまな経済活動が発生するということが今年明らかになったといえますか、我々も把握できたと考えてございます。来年以降の定点クルーズを含めたクルーズ客船の誘致に向けては、引き続き積極的に誘致活動に取り組んでいくことが重要であると考えてございます。

その中で、今、御指摘がございました一つのアピールの方策といたしまして、現在、伏木富山港や京都舞鶴港など、日本海側の 5 地域の港湾で連携して誘致活動を進めているところです。こうした地域間で連携して船社等に対して、小樽港を発着して日本海側の連携港湾に寄港すると、そういったパッケージを提案していくということは、一つ、有効な手だてであろうと考えます。

また、今年、サン・プリンセスの12回の定点クルーズを経験したこと、そして来年、にっぽん丸の飛んでクルーズ北海道が10周年ということで、こうした定点クルーズを小樽市として、小樽港として実施したといったような実績もあわせてPRに努めてまいりたいと考えてございます。

### ○濱本委員

ぜひともお願いしたいと思います。お迎えするには、ハード面として第3号ふ頭の整備をすることも大事ですが、乗ってくれている人、寄港した船主、船会社にしても、小樽にしてみれば客となるのですから、やはりその満足度をどうやって高めていくか、ハードの提供もソフトの提供もたぶん必要なのだろうと思うのです。そういうことに関して、ぜひとも力を入れてもらいたいと思いますし、先ほど言った情報収集という部分では、例えば乗船客の皆さんに小樽市のホームページのアドレスをお知らせして、ホームページの中に小樽に寄港した感想を書いてもらう、そういうことも情報収集の一つの手段だろうと思うのです。たしか船の中にもインターネットの環境があったと思いますので、それだと船の中ですぐにできるということで、そういういろいろな情報収集のツールを単一ではなく複数のミックスで用意して、それをお知らせする、そしてそのことがこちらのフィードバック、情報収集の手助けになって、収集された情報を分析してまた新しいプログラムに改善していく、そういうことをどんどんやっていると、小樽におりた人たちはもっと満足してくれるし、小樽にとってもいいことですし、単純な今までの形態ではなくて、いろいろなツールを使いながらより満足度を高める整備をしていく、ハードもソフトも人間的にもそうですが、そういう整備をぜひともしていただきたいと思います。

ソフトの部分で言うと、テレビか何かで青森の花火大会に、沖合なのか港の中なのかはわかりませんが、客船がとまって見たという話がありました。小樽にも潮まつりがあります、今年の花火は中止になりましたが、そういう意味では、たぶん港内にいるとなかなか問題はあろうでしょうけれども、港外に出て錨泊をして花火を見る、そのようなものをプログラムに組んではいかがですかと提案するのも、たぶん小樽のやり方の一つなのだろうと思います。高島の花火もありますし、祝津の花火もありますし、たぶん船からだといくらでも見える場所なのだろうと思いますので、そのようなことも含めて検討していただきたいと思います。せっかく拠点港に選定されて入港数が増えたわけですから、この灯を絶やさないように、もっと明るくするように御尽力いただきたいと思いますが、最後に、やりますという決意をお聞かせいただいで終わりたいと思うのですが、いかがですか。

### ○市長

今、主幹から、今年はクルーズ客船が41回という話がありました。本当にたくさんの皆さんにクルーズ客船を利用していただき、小樽観光を楽しんでいただけたということで大変うれしく思っています。

本日も実は、プリンセス・クルーズの日本の総代理店でありますカーニバル・ジャパンの社長と夜に会いまして、来年度以降をどうするかという話などをさせていただきたいと思っております。

また明日は、北海道知事のところへ行きまして、今回の定点クルーズのサン・プリンセスに北海道民の乗船がやや少なかったという話があるもので、何とか北海道の皆さんに、あるいは小樽の皆さんにもっとたくさん乗ってい

ただけるような、こういうことをお願いに行きたいと思っているところでもあります。

今回、12回、サン・プリンセスの定点クルーズということでお話をいただいて、その時期によって乗船客の数がかなりぶれているのです。サン・プリンセスは2,022人が定員ですから、常に1,500人以上の方に乗っていただければありがたいと思っておりますが、そういったことが一つの課題だろうと思っております。先ほどの濱本委員のお話にあるように、課題や今年の状況を踏まえて来年以降どうするかということについては、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、今、経済効果の話がありましたが、これはこれからきちんといろいろところで検証していきたいと思っておりますけれども、まず乗組員の船での食材がかなり積み込まれたということで、これはもう聞いているだけでも億に近いぐらいの数字を聞いておりますので、これは本当によかったと思っておりますし、いろいろな波及効果が出てまいりますので、その波及効果をもっと波及させていきたい、このような思いも持っております。

最後になりますが、来年、サン・プリンセスがオーストラリアに行く聞いております。そうすると、サン・プリンセス自体は全く北海道、小樽には来なくなるだろうと思っておりますので、そうするとかわりのクルーズ客船、プリンセス・クルーズで言うとダイヤモンド・プリンセスにどのぐらい小樽に来ていただけるようにしていくか、そのようなことを含めて、来年、サン・プリンセスは小樽港に来られないということでございますので、何とかその他のクルーズ客船にたくさん来ていただくように、先日も商船三井の社長にもお目にかかって、にっぽん丸の関係などについていろいろとお願いをしております。また、にっぽん丸の飛んでクルーズ北海道の第1回目のときに、私も船に行って歓迎の挨拶をさせていただきました。そのときに商船三井の社長が奥様と御一緒に乗船されまして、知床半島にも行っておりますので、社長も、これは何とかこれからも続けていきたいというお話をちょうだいしておりますので、サン・プリンセスが来年来れなくなった分、他のクルーズ客船、そして船会社にもさらに要請しまして、あまり減らないように頑張っていきたいと思っております。

間違いなく経済効果があるということでございますので、これは小樽だけではなくて、北後志もそうですし、あるいは札幌、あるいは道内のいろいろなところに、クルーズ客船で来られた方が行っておりますので、小樽だけの経済効果ではなくて、全道的な経済効果も十分にあったと思っておりますので、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 04 分

再開 午後 4 時 24 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○川畑委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成26年度小樽市一般会計補正予算及び第 2 号平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算については否決を主張して討論を行います。

議案第 1 号一般会計補正予算には、社会保障・税番号制度システム整備事業費が計上されています。

我が党は、平成24年第 3 回定例会において、共通番号制度・マイナンバー法案の撤回を求める意見書(案)を提出しております。しかし意見書案は、他党派の賛同を得られないまま否決されております。

平成25年5月24日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び関連法が成立しました。この法律は、日本国民と長期滞在の外国人を含めた日本居住者に個人番号をつけるもので、複数の機関に存在する個人情報をも同一人物の情報であることを番号で確認して利用するものです。

日本共産党は、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化するおそれがあること、巨額プロジェクトにもかかわらず具体的なメリットや費用対効果が少ないこと、税や社会保障の分野では増税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないこととして反対してきました。社会保障や税にかかわる行政事務、所得や受給情報などが個人番号で名寄せが可能となり、個人情報が流出すれば犯罪の格好のデータとして利用されることは明白です。

また、写真つきの個人番号カードそのものが、なりすましで交付される危険性もあります。現に、住基カードが市町村で発行されていますが、2008年から5年間で100件を超えるなりすましによる不正交付が起きています。

また、システム導入には、膨大なコストがかかります。住民基本台帳ネットワークシステムでさえ、初期投資額は約390億円でした。住民基本台帳ネットワークシステム整備事業は小樽市でも進めてきましたが、整備事業費の総額は5,122万7,000円もかかっています。今回の制度システム整備は第1次として3,879万5,000円が計上されていますが、この後、巨額のコストがかかることは市当局も認めているところです。

我が党は、このようにわずかな効率化やメリットのために、全住民に個人情報の漏えいや悪用などの重大なデメリットがある社会保障・税番号制度を進めることに反対であります。

議案第2号平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算についてです。

国民健康保険事業運営基金条例が制定されています。その第5条には、「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる」とあります。これは、国保事業会計の基金を一般会計に貸し出しできるというものです。

市は、基金の目的を、国保事業の健全な運営を確保するため、保険給付費に不足が生じた場合に充てるという言いわけをしています。国民健康保険事業特別会計では、超過交付金について国や道に遅滞なく返還しています。国民健康保険料を支払う市民に対しても同様に還元すべきであります。基金に3億955万円もため込む必要はなく、せめて1世帯当たり1万円の国保料引下げを実施すべきです。国保料徴収で運営した後の残り分をため込み、市財政に活用するようなことは認められません。

詳しくは本会議で述べることとし、以上で討論を終わらせていただきます。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、佐々木秩副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。